

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成25年度資金不足比率

国保国吉病院組合

(単位：千円)

項 目	数 値 等	備 考
地方公営企業法適用区分	法適用企業	
特別会計名	病院事業会計	
事業区分	病院事業	
算定時点	平成26年3月31日現在	
(1) a - b - c (- d)	151, 179	
流動負債… a	151, 179	決算書 P 7 (貸借対照表)
控除未払金等… b	0	
控除額… c	0	
土地前受金… d		宅地造成事業のみ記入
(2) 算入地方債	0	
(3) e - f - g (-h)	1, 687, 208	
流動資産… e	1, 687, 208	決算書 P 6 (貸借対照表)
控除財源… f	0	
控除額… g	0	
土地評価差額… h		宅地造成事業のみ記入
(4) 地方債残高		〃
(5) 長期借入金		〃
(6) 令第3条第1項の額・令第4条の額(1)+(2)-(3) ※1	-1, 536, 029	資金不足額なし
(7) 解消可能資金不足額	-	
(8) 資金不足額・剰余額 ※2 (6)-(7)	1, 536, 029	剰余額
(9) 企業ごとの資金不足額・剰余額 ※2	-	
(10) 営業収益-受託工事収益	2, 207, 860	決算書 P 3
うち指定管理者利用料金	-	指定管理者制度未導入
(11) 資本+負債		宅地造成事業のみ記入
(12) 事業の規模	2, 207, 860	営業収益-受託工事収益
資金不足比率((9)÷(12),%)	-	該当無し(資金不足額なしのため)

※1 「令」とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

※2 (8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額であり(資金不足額は負の値で表示)、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。